

「空気も食事もヘルシーなお店」特別認証制度実施要領

(目的)

第1 下北地域県民局管内で施設内全面禁煙及び健康に配慮した食品の提供を実施している飲食店を「空気も食事もヘルシーなお店」として認証することにより、管内営業施設の健康志向に対する取組みを促進するとともに、もって管内住民の健康に対する意識の向上に資することを目的とする。

(認証要件)

第2 下北地域県民局管内の、①「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）・空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）推進事業実施要領」における「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」の認証及び②「青森のおいしい健康応援店認定事業実施要領」における「青森のおいしい健康応援店」の認定を受けている飲食店（客席を有するもの）とする。

(申請)

第3 第2の要件を満たす認証を受けようとする飲食店は、「空気も食事もヘルシーなお店」認証申請書（様式1）を下北地域県民局地域健康福祉部保健総室（以下、「下北地域県民局」という。）に提出するものとする。

(認証書)

第4 下北地域県民局は、申請内容が第2の要件に該当すると認めるときは、当該飲食店を「空気も食事もヘルシーなお店」として認証し、申請者に対し認証書（様式2）を交付する。

2 認証書の交付を受けた飲食店（以下、「認証店」という。）は、認証書を紛失又はき損したときは、認証書再交付申請書（様式3）を提出するものとする。

(認証の公表及び表示)

第5 下北地域県民局は、認証店について、チラシ、ホームページで公表する等、健康増進に積極的に取り組む飲食店としての広報に努めるものとする。

2 認証店は、認証を受けた旨を店内外、ホームページ、チラシ等に表示することができるものとする。

(廃止の届出)

第6 認証店は、次のいずれかに該当するとき、速やかに認証廃止届（様式4）を下北地域県民局に提出するものとする。

(1) 第2の認証要件を満たさなくなったとき。

(2) 認証店を廃止したときその他認証を継続しないこととしたとき。

(認証の取消し)

第7 下北地域県民局は、認証店が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証等を取り消すことができる。

- (1) 第2の認証要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第6の届出があったとき。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、認証制度の実施に当たって必要な事項は、下北地域県民局地域健康福祉部保健総室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月3日から施行する。